



情報(第 164 号)



令和 5 年 2 月 28 日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦

TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画: 社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

令和 5 年度の保険料率

令和 5 年度保険料率が公表されました。制度ごとの保険料率と最近の周辺事情を紹介します。



1 保険料率

令和 4 年度と令和 5 年度の保険料率等は、表のとおりで、健康保険料率が低下することは朗報ながら、それが介護保険料率の上昇によって減殺されていることが実態です。

【表】新旧保険料率等（令和 5 年 3 月分～）

制度	令和 4 年度	令和 5 年度	差
健康保険	101. 5/1000	99. 6/1000	-1. 9/1000
介護保険	16. 4/1000	18. 2/1000	1. 8/1000
厚生年金保険	183/1000	183/1000	上限保険料率で不変
子ども・子育て拠出金	3. 6/1000	3. 6/1000	？

2 保険料の構造

年金事務所又はそれが運営する制度を「社会保険」と総称することが多くあります。保険料等には、介護保険料と子ども・子育て拠出金（以下「拠出金」といいます）が含まれており、その概要は次項以下のとおりです。

3 介護保険

介護保険では、40 歳以上 65 歳未満の方は、介護第 2 号被保険者となり、医療保険制度（健康保険・国民健康保険等）においてこの保険料を徴収し、市町村に交付する仕組みで、日本年金機構は、介護保険料徴収機関の役目を担っています。

65 歳からが本格的に介護保険の加入者と考え、その被保険者証は 65 歳時に交付されます。40 歳以上 65 歳未満の方は、保険料を負担いただくことが役目といって過言ではありません。

4 拠出金

拠出金の使途は、放課後児童クラブ、企業主導型保育事業等に活用されているようです（明確な資料が見当たりません）。元々は、「児童手当拠出金」で、単純に児童手当の財源（全額ではなく税負担あり）でした。これが外交やインフラ整備などに使われることはないとしても、税金の側面が色濃いのです。

当職が社会保険庁時、保険料徴収の担当をしていたときに、ある事業主が「何かねこれは、一杯飲んでいるんじゃないか」と言われたことがあります。「児童手当の財源です」と簡単ながら、何で我々がそれを払わないといけないのかと聞かれると、説明に窮するなあと思ったものです。

児童手当法は、昭和 46 年の立法で、児童手当拠出金の徴収機関を創設することは困難なので、社会保険の徴収に同乗する形にしたと思われます。

なお、拠出金は、厚生年金保険の標準報酬月額に対して算出されるため、一人当たりの最高額（月額）は、2,340 円（650 千円×3.6）、70 歳以上になると厚生年金

保険の被保険者ではないため、この者に対する算定はされません。

5 児童手当と拠出金率の動向

現在、少々物議をかもしている感がある児童手当は、現行、3 歳未満が 15,000 円、3 歳以上 10,000 円（所得制限あり）として、中学校卒業まで（15 歳の誕生日後の最初の 3 月 31 日まで）、その児童を監護し、かつ、生計同一の父又は母で、国内に住所がある方に支給されます。

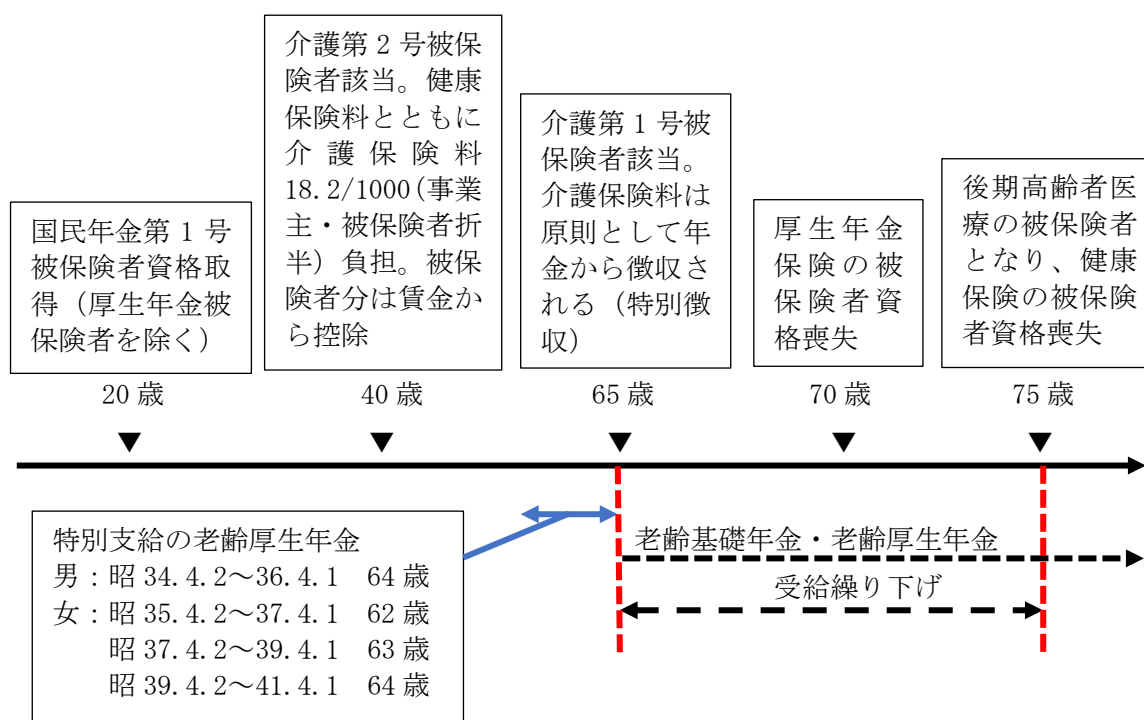
異次元の少子化対策として、前記所得制限を撤廃する議論になっています。健康保険・厚生年金保険は、「保険」制度ですから、予め保険料を掛けていただいた方には、所得に関係なく保障の「権利」が発生します。拠出金は、その名の税金ですし、加えてその負担は事業主ですから、所得制限がないということは、法的に無理な構成といわざるを得ません。

それはさておき、何故か、拠出金率の改正は、これまで保険料よりも 1 か月遅れています。本年 4 月分より、引き上げられる可能性が高いでしょう。

6 人生と社会保険

以上のとおり、社会保険制度は、社会保障の中心的存在であることが理解できます。最後に、年齢と保険料等の関係情報（図）を紹介します。

【図】年齢：保険料と老齢年金



本年は、我が国で G 7 が開催されるため、そのニュースが多くなっています。傑作といってよい作品に「病院で サミットしている 爺(じい)7」(サラリーマン川柳平成 29 年 7 位)があります。保険料率上昇を招かないために爺 7 は避けたいものです。

表紙説明：河津桜開花宣言（岩国市錦町山間部 令和 5 年 2 月 25 日）